

一般事業主行動計画（女性活躍推進法）

1. 計画期間

令和8年6月1日～令和13年5月31日（5年間）

2. 現状及び課題

女性の活躍推進に向けた各種制度は整備されているものの、職員からの意見聴取の結果、以下の課題が確認された。

- ・キャリア形成に関する情報・機会が不足している
- ・女性のキャリア形成に向けた意識醸成及び環境整備が十分でない
- ・育児・介護等と仕事の両立において、制度の柔軟性や運用面に課題がある

3. 目標及び取組内容

■目標①（数値目標）

全職員に対し勤務評価面談等を活用したキャリア形成支援を実施し、実施率 90%以上を5年以内に達成する。

■取組内容

- ・令和8年6月～：勤務評価面談にキャリア形成支援項目を設定し、運用を検討する。
- ・令和9年4月～：キャリア形成支援面談の運用を開始し、実施率のモニタリングを行う。
- ・令和11年4月～：実施率80%を達成する。
- ・令和12年4月～：実施率90%を達成するとともに、取組の定着及び内容の見直しを行う。

■目標②（数値目標）

時間単位の年次有給休暇制度又はこれに準ずる柔軟な休暇制度を導入し、制度利用者数を計画期間内に全職員の30%以上とする。

■取組内容

- ・令和8年6月～：時間単位休暇等の柔軟な休暇制度を検討する。
- ・令和9年4月～：時間単位休暇制度を導入する。
- ・令和10年4月～：業務の標準化及び運用見直しを行い、制度の定着を図る
- ・令和12年4月～：取得率30%以上とし、内容の見直しを行う。

以上